

私立高校生・高等専門学校生等のために

こうとうがっこうとうしゅうがくし えんきん がっこう しきゅう
高等学校等就学支援金 【学校に支給】

※このページの内容は令和8年度の国予算案による情報のため、変更が生じることがあります。

<p>ない 内 よう 容</p>	<p>私立高等学校等に在学されている生徒の授業料に対して、保護者等の年収に関わらず、一定額を支給します。</p>
<p>たい 対 しょう 象 しゅう 者</p>	<p>▶私立高等学校等に在学されている方（京都府外在住者も含む。） ※私立高等学校等 ① 私立高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 私立中等教育学校の後期課程（中高一貫校の高校） ③ 私立特別支援学校の高等部 ④ 高等専門学校（1学年～3学年） ⑤ 専修学校の高等課程 ⑥ 専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの ※高等学校を既に卒業された方、専攻科・別科の生徒及び科目履修生、聴講生は支給対象となりません。 ▶日本国内に住所を有する方のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する方 ① 日本国籍を有する者 ② 特別永住者 ③ 永住者 ④ 日本人の配偶者等 ⑤ 永住者の配偶者等 ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦ 家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者</p>
<p>し 支 きゅう 給 がく 額 （上 限 額）</p>	<p>全日制・定時制 …… 月額38,100円（年額457,200円） 通信制 …… 月額1,139円／単位（年額13,668円／単位）※通算74単位上限</p>
<p>しん 申 せい じ ま 請 時 期</p>	<p>受給資格認定申請：入学時の4月頃（入学した高校等へ提出）</p>
<p>し 支 きゅう 給 じ ま 時 期</p>	<p>支給時期は学校によって異なります。</p>
<p>しん 申 せい て つづ 請 手 続</p>	<p>学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。</p>
<p>と 問 あ い せ 先</p>	<p>くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。</p>

第7編

高校生等のために

<p>備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶毎年度、申請等が必要です。 ▶中途退学された方が、就学支援金の支給期間全日制36月（定時制・通信制48月）を超えて在学される場合、全日制最大12月（定時制・通信制最大24月）まで別途支援を受けられる制度（学び直し支援金）があります。上記問い合わせ先にご相談ください。 ▶就学支援金制度の対象外となる外国籍の方又は外国人学校に在学される方については、別途授業料への支援を受けられる制度（高校生等・新修学支援）があります。上記問い合わせ先にご相談ください。
----------------	---

第7編

高校生等のために